

○愛知県環境影響評価条例

愛知県環境影響評価条例

平成十年十二月十八日
条例第四十七号

改正 平成一二年 三月二八日条例第二号 平成一二年一月二二日条例第七〇号
平成一九年 三月二三日条例第二二号 平成二〇年一月一四日条例第四四号
平成二四年 七月 六日条例第四九号

愛知県環境影響評価条例をここに公布する。

愛知県環境影響評価条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 環境影響評価指針（第四条）
第二章の二 配慮書（第四条の二—第四条の八）
第三章 方法書（第五条—第十条）
第四章 環境影響評価の実施等（第十一条・第十二条）
第五章 準備書（第十三条—第二十条）
第六章 評価書（第二十一条・第二十二条）
第七章 対象事業の内容の修正等（第二十三条・第二十四条）
第八章 評価書の公告及び縦覧後の環境影響評価その他の手続（第二十五条—第二十八条）
第九章 事後調査の実施等（第二十九条・第三十条）
第十章 都市計画に定められる配慮書対象事業等及び対象事業等に関する特例（第三十条の二—第三十二条）
第十一章 法の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続（第三十二条の二・第三十三条）
第十二章 環境影響評価審査会（第三十四条）
第十三章 雑則（第三十五条—第四十二条）

・ 未施行部分も本文に直接改正を加えた。
・ 下線が今回改正部分であるが、下線を引く箇所は、改め文に従った。
・ ただし、今回改正部分のうち、削除部分は、改め文に従い削除した。

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行い、及び事業の実施以後に事後調査を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価及び事後調査について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第四項

に規定する対象事業を除く。)をいう。

3 この条例において「事業者」とは、対象事業を実施する者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をする者）をいう。

4 この条例において「事後調査」とは、対象事業の実施以後に当該対象事業に係る環境影響について行う調査をいう。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(県等の責務)

第三条 県、事業者及び県民は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

第二章 環境影響評価指針

第四条 知事は、環境影響評価及び事後調査が科学的知見に基づき適切に行われるための指針（以下「環境影響評価指針」という。）を策定するものとする。

2 環境影響評価指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次条の計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針

二 次条の計画段階配慮事項についての検討に当たって一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針

三 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針

四 環境の保全のための措置に関する指針

五 事後調査の項目及び当該項目に係る調査の手法を選定するための指針

六 次条の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の同条の配慮書対象事業に係る計画の立案の段階における決定事項

七 第五条第一項の方法書、第十三条第一項の準備書、第二十一条第二項の評価書及び第三十条第二項の報告書の作成方法

八 第四条の四の地域、第六条の地域及び第十四条の関係地域の決定方法

3 知事は、環境影響評価指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。

4 知事は、環境影響評価指針を策定し、又は改定しようとするときは、愛知県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

5 知事は、環境影響評価指針を策定し、又は改定したときは、これを公示するものとする。

第二章の二 配慮書

(計画段階配慮事項についての検討)

第四条の二 配慮書対象事業（第二条第二項の規則で定める事業（法第二条第二項に規定する第一種事業及び法第三条の十第一項の規定による通知がなされた法第二条第三項に規定する第二種事業を除く。）をいう。以下同じ。）を実施しようとする者（委託に係る配慮書対象事業にあつては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。）は、配慮書対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価指針で定める事項を決定するに当たっては、環境影響評価指針で定めるところにより、一又は二以上の当該配慮書対象事業の実施が想定される区域（以下「配慮書対象事業実施想定区域」という。）における当該配慮書対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）についての検討を行わなければならない。

(配慮書の作成)

第四条の三 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

一 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 配慮書対象事業の目的及び内容

三 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

五 その他規則で定める事項

2 相互に関連する二以上の配慮書対象事業を実施しようとする場合は、当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者は、これらの配慮書対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付等)

第四条の四 配慮書事業者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書等」という。）を、知事及び環境影響評価指針で定めるところにより配慮書対象事業に関係すると認められる地域を管轄する市町村長に送付し、及び公表しなければならない。

(配慮書の案等についての意見の聴取)

第四条の五 配慮書事業者は、環境影響評価指針で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めなければならない。

(配慮書についての意見の概要等の送付)

第四条の六 配慮書事業者は、前条の規定により配慮書について意見を求めたときは、知事及び第四条の四に規定する市町村長に対し、当該意見の概要及び当該意見についての配慮書事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(配慮書についての知事の意見等)

第四条の七 知事は、第四条の四の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮書事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 知事は、第四条の四の規定による送付を受けたときは、期間を指定して、配慮書について同条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 知事は、第一項の規定により意見を述べるときは、前項の規定による第四条の四に規定する市町村長の意見を勘案するものとする。

4 知事は、第一項の規定により意見を述べるときは、愛知県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

5 知事は、第一項の規定により意見を述べたときは、当該意見に係る書面の写しを第四条の四に規定する市町村長に送付するものとする。

(配慮書対象事業の廃止等)

第四条の八 第四条の四の規定による公表を行った配慮書事業者（第七条又は法第七条の規定による公告を行ったものを除く。）は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第四条の四に規定する市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 配慮書対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第四条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮書対象事業に該当しないこととなったとき。

三 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮書対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮書事業者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮書事業者となった者について行われたものとみなす。

第三章 方法書

(方法書の作成)

第五条 事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、第四条の七第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第四条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価指針で定める事項を決定し、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、環境影響評価指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- 二 対象事業の目的及び内容
 - 三 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
 - 四 第四条の三第一項第四号に掲げる事項
 - 五 第四条の七第一項の知事の意見
 - 六 前号の意見についての事業者の見解
 - 七 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法（当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目）
 - 八 その他規則で定める事項
- 2 事業者が法第三条の十第二項の規定により適用される法第三条の三第一項の規定により配慮書を作成している場合における前項の規定の適用については、同項中「配慮書の」とあるのは「法第三条の三第一項の配慮書の」と、「第四条の七第一項の意見」とあるのは「法第三条の六の意見」と、「第四条の二の配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の環境影響評価指針で定める事項」とあるのは「法第三条の二第一項の事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項」と、同項第四号中「第四条の三第一項第四号」とあるのは「法第三条の三第一項第四号」と、同項第五号中「第四条の七第一項の知事」とあるのは「法第三条の六の主務大臣」とする。
- 3 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

(方法書等の送付)

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び環境影響評価指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、規則で定めるところにより、方法書及びこれを要約した書類（以下「方法書等」という。）を送付しなければならない。

(方法書についての公告及び縦覧等)

第七条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、方法書等を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第六条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

(方法書についての意見書の提出)

第八条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第七条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見の概要の送付)

第九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び第六条に規定する市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての知事の意見等)

第十条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書

について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について第六条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による第六条に規定する市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。
- 4 第一項の場合において、知事は、愛知県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。
- 5 知事は、第一項の意見を述べた後、当該意見に係る書面の写しを第六条に規定する市町村長に送付するものとする。

第四章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第七号に掲げる事項に検討を加え、環境影響評価指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、知事に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

(環境影響評価の実施)

第十二条 事業者は、前条第一項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、環境影響評価指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第五章 準備書

(準備書の作成)

第十三条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、環境影響評価指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成しなければならない。

一 第五条第一項第一号から第六号まで(同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に掲げる事項

二 第八条第一項の意見の概要

三 第十条第一項の知事の意見

四 前二号の意見についての事業者の見解

五 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

六 第十一条第二項の助言がある場合には、その内容

七 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。）

ロ 環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

ハ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

八 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

九 事後調査の計画

十 その他規則で定める事項

- 2 第五条第三項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書等の送付)

第十四条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び環境影響評価指針で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第八条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第六条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）を管轄する市町村長（以下「関係市町村長」という。）に対し、規則で定めるところにより、準備書、これを要約した書類その他準備書を補足

するものとして規則で定める書類（以下「準備書等」という。）を送付しなければならない。

（準備書についての公告及び縦覧等）

第十五条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、準備書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（説明会の開催等）

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第七条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。

（準備書についての意見書の提出）

第十七条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十五条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（準備書についての意見の概要等の送付）

第十八条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

（公聴会の開催）

第十九条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くため、公聴会を開催するものとする。ただし、同条の書類に第十七条第一項の意見書の提出がない旨記載されている場合その他公聴会を開催する必要がないと知事が認める場合は、この限りでない。

2 知事は、公聴会を開催するときは、規則で定めるところにより、その開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項をその開催を予定する日の一週間前までに公告するとともに、これらの事項を関係市町村長に通知するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

（準備書についての知事の意見等）

第二十条 知事は、第十八条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、準備書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第一項の場合において、知事は、前項の規定による関係市町村長の意見を勘案するとともに、第十八条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに前条第一項の公聴会において述べられた意見に配意するものとする。

4 第一項の場合において、知事は、愛知県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。

5 知事は、第一項の意見を述べた後、当該意見に係る書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

第六章 評価書

（評価書の作成等）

第二十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十七条第一項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- 一 第五条第一項第二号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から次条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
 - 二 第五条第一項第一号又は第十三条第一項第二号から第四号まで、第六号若しくは第八号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項及び第三項並びに次条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。
 - 三 前二号に掲げるもの以外のもの 環境影響評価指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書（以下「評価書」という。）を環境影響評価指針で定めるところにより作成しなければならない。
- 一 第十三条第一項各号に掲げる事項
 - 二 第十七条第一項の意見の概要
 - 三 前条第一項の知事の意見
 - 四 前二号の意見についての事業者の見解
- 3 事業者は、評価書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、規則で定めるところにより、評価書、これを要約した書類その他評価書を補足するものとして規則で定める書類（以下「評価書等」という。）を送付しなければならない。
- （評価書の公告及び縦覧等）

第二十二條 事業者は、前条第三項の規定による送付を行った後、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、評価書等を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七章 対象事業の内容の修正等

（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）

第二十三條 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に第五条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合（第二十一条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

（対象事業の廃止等）

第二十四條 事業者は、第七条の規定による公告を行ってから第二十二條の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び第六条に規定する市町村長又は関係市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところによりその旨を公告しなければならない。

- 一 対象事業を実施しないこととしたとき。
 - 二 第五条第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
 - 三 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。
- 2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第八章 評価書の公告及び縦覧後の環境影響評価その他の手続

（対象事業の実施の制限等）

第二十五條 事業者は、第二十二條の規定による公告を行うまでは、対象事業（第二十一条第一項又は第二十三條の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するとき

- は、当該修正後の事業）を実施してはならない。
- 2 事業者は、第二十二條の規定による公告を行ってから対象事業を実施するまでの間に第五條第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、同條から第二十二條までの規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。
 - 3 第一項の規定は、第二十二條の規定による公告を行った後に第五條第一項第二号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第一項中「公告」とあるのは、「公告（同條の規定による公告を行い、かつ、第五條から第二十一條までの規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。
 - 4 前條の規定は、第二十二條の規定による公告を行ってから対象事業を実施するまでの間に事業者が前條第一項各号のいずれかに該当することとなった場合について準用する。
（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施）

第二十六條 事業者は、第二十二條の規定による公告を行ってから対象事業を実施するまでの間において、第五條第一項第三号の区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第十三條第一項第五号又は第七号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第五條から第二十二條まで又は第十一條から第二十二條までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 事業者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。
- 3 第二十三條から前條までの規定は、第一項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同條第一項中「公告」とあるのは、「公告（次條第一項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（許可等への配慮）

第二十七條 知事は、事業者が対象事業を実施するにつき法令又は条例の規定により許可、認可その他これらに類する行為（以下「許可等」という。）を要することとされている場合において、当該許可等の権限を有するときは、当該許可等を行うに当たり、当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する場合において、当該許可等の権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許可等の権限を有する者に対し、当該対象事業に係る評価書の写しを送付し、当該許可等を行うに当たり、当該評価書の内容について配慮がなされるよう要請するものとする。

（事業者の環境の保全の配慮）

第二十八條 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようしなければならない。

第九章 事後調査の実施等

（対象事業の工事着手の届出等）

第二十九條 事業者は、対象事業に係る工事に着手したとき及び当該工事を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 事業者は、対象事業に係る工事に着手してから当該工事を完了するまでの間に当該対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前二項の規定による届出があったときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。
（事後調査の実施等）

第三十條 事業者は、対象事業に係る工事に着手した後、評価書に記載された事後調査の計画に基づき、事後調査を行わなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による事後調査を行ったときは、環境影響評価指針で定めるところにより、その結果を記載した事後調査報告書（以下「報告書」という。）を作成しなければならない。
- 3 事業者は、報告書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、規則で定めるところにより、

報告書を送付しなければならない。

- 4 事業者は、報告書を作成したときは、規則で定めるところにより、報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して一月間、報告書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 5 知事は、報告書の送付を受けた場合で、必要があると認めるときは、愛知県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴いた上で、事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずることを書面により求めることができる。
- 6 事業者は、前項の措置を講じたときは、その旨を知事に報告しなければならない。
- 7 知事は、事業者から報告書の送付を受けた場合及び事業者に対し第五項の措置を講ずることを書面により求めた場合で、対象事業に係る許可等の権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許可等の権限を有する者に対し、その写しを送付するものとする。

第十章 都市計画に定められる配慮書対象事業等及び対象事業等に関する特例

章名改正〔平成一二年条例七〇号〕

(都市計画に定められる配慮書対象事業等)

- 第三十条の二 配慮書対象事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮書対象事業については、第四条の二から第四条の八までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、次項及び第三十一条の四の二に定めるところにより、同法の規定により都市計画を定める者（以下「都市計画決定権者」という。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該配慮書対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設（以下「配慮書対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第四条の三第二項並びに第四条の八第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。
- 2 前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第四条の二から第四条の八まで（第四条の三第二項並びに第四条の八第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条の二	配慮書対象事業（第二条第二項の規則で定める事業（法第二条第二項に規定する第一種事業及び法第三条の十第一項の規定による通知がなされた法第二条第三項に規定する第二種事業を除く。）をいう。以下同じ。）を実施しようとする者（委託に係る配慮書対象事業にあっては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。）は、 <u>配慮書対象事業</u>	第三十条の二第一項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、同項に規定する <u>配慮書対象事業等</u> を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る <u>配慮書対象事業</u> （以下「都市計画配慮書対象事業」という。）
	<u>当該配慮書対象事業</u>	<u>当該都市計画配慮書対象事業</u>
第四条の三第一項各号 列記以外の部分	<u>配慮書事業者</u>	<u>都市計画決定権者</u>
第四条の三第一項第一号	<u>配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名</u>	<u>都市計画決定権者の名称</u>

	称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
第四条の三第一項第二号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第四条の四	配慮書事業者	都市計画決定権者
	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第四条の五、第四条の六及び第四条の七第一項	配慮書事業者	都市計画決定権者
第四条の八第一項各号列記以外の部分	配慮書事業者	都市計画決定権者
	第七条又は	第三十一条第二項の規定により読み替えて適用される第七条又は法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される
第四条の八第一項第一号	配慮書対象事業を実施しない	都市計画配慮書対象事業を都市計画に定めない

(都市計画に定められる対象事業等)

第三十一条 対象事業が都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第五条から第二十八条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次項、次条、第三十一条の四及び第三十一条の五に定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設（以下この章において「対象事業等」という。）に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第五条第三項、第十三条第二項並びに第二十四条第一項第三号及び第二項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第五条から第二十八条まで（第五条第三項、第十三条第二項並びに第二十四条第一項第三号及び第二項を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第一項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	第四条の二の配慮書対象事業	第三十条の二第二項の規定により読み替えて適用される第四条の二の都市計画配慮書対象事業
	対象事業に	第三十一条第一項に規定する対象事業等（第二十三条及び第二十四条第一項第一号において「対象事業等」という。）を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）に
第五条第一項第一号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第五条第一項第二号及び第三号	対象事業	都市計画対象事業
第五条第一項第六号	事業者	都市計画決定権者
第五条第一項第七号	対象事業	都市計画対象事業

第五条第二項	事業者が法第三条の十第二項	都市計画決定権者が法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の十第二項
第六条	事業者 対象事業	都市計画決定権者 都市計画対象事業
第七条、 <u>第七条の二</u> 、 第八条第一項、第九条 及び第十条第一項	事業者	都市計画決定権者
第十一条第一項	事業者 対象事業	都市計画決定権者 都市計画対象事業
第十一条第二項	事業者	都市計画決定権者
第十二条、第十三条第 一項及び第十四条	事業者 対象事業	都市計画決定権者 都市計画対象事業
第十五条、第十六条、 第十七条第一項、第十八 条、第二十条第一項 及び第三項並びに第 二十一条第一項	事業者	都市計画決定権者
第二十一条第一項第 三号	対象事業	都市計画対象事業
第二十一条第二項	事業者	都市計画決定権者
第二十一条第三項	事業者 及び関係市町村長 送付しなければならない	都市計画決定権者 、関係市町村長及び第三十一条第一項に規定 する事業者 送付しなければならない。この場合におい て、都市計画決定権者が県であるときは、愛 知県都市計画審議会の議を経るものとする
第二十二条	事業者	都市計画決定権者
第二十三条	事業者 修正しよう	都市計画決定権者 修正して対象事業等を都市計画法の規定に より都市計画に定めよう
第二十四条第一項	事業者	都市計画決定権者
第二十四条第一項第 一号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第二十五条第一項	を行う	が行われる
第二十五条第二項	を行って	が行われて
第二十五条第三項	を行った を行い	が行われた が行われ
第二十五条第四項	前条の を行って 前条第一項各号のいずれ か	第二十四条（第一項第一号及び第二号を除 く。）の が行われて 第二十四条第一項第三号
第二十六条第一項	を行って	が行われて

一部改正〔平成一二年条例二号・七〇号〕

(都市計画に係る手続との調整)

第三十一条の二 前条第二項の規定により読み替えて適用される第十五条又は第二十二条の規定により都市計画決定権者（県に限る。以下この条、次条第三項及び第三十一条の六において同じ。）が

行う公告は、都市計画決定権者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告又は同法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示と併せて行うものとする。

- 2 都市計画決定権者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第十五条の規定により準備書等を縦覧に供する場合には、都市計画決定権者が定める都市計画についての都市計画法第十七条第一項の都市計画の案と併せて縦覧に供し、前条第二項の規定により読み替えて適用される第二十二條の規定により評価書等を縦覧に供する場合には、都市計画決定権者が定める都市計画についての同法第二十条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する同法第十四条第一項の図書と併せて縦覧に供するものとする。
- 3 都市計画決定権者は、前項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供した場合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第十七条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、そのいずれでもあるとみなす。
- 4 都市計画決定権者は、前条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合には、同条第二項の規定により読み替えて適用される第二十一条第三項の規定による愛知県都市計画審議会への付議を、都市計画法第十八条第二項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による愛知県都市計画審議会への付議と併せて行うものとする。

追加〔平成一二年条例七〇号〕

（対象事業等を定める都市計画に係る手続に関する都市計画法の特例）

第三十一条の三 前条第二項の規定により準備書を都市計画の案と併せて縦覧に供する場合における当該都市計画の案についての都市計画法第十七条第一項の規定による縦覧については、同項の縦覧期間は、同項の規定にかかわらず、同項の公告の日から一月間とする。

- 2 前項の場合における当該都市計画の案についての都市計画法第十七条第二項の規定による意見書の提出については、同項の提出期限は、同項の規定にかかわらず、前項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までとする。
- 3 都市計画決定権者は、対象事業等を都市計画に定めようとするときは、都市計画法に定めるところによるほか、第三十一条第二項の規定により読み替えて適用される第二十二條の評価書に記載されているところにより当該都市計画に係る対象事業の実施による影響について配慮し、環境の保全が図られるようにするものとする。

追加〔平成一二年条例七〇号〕

（対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施）

第三十一条の四 第三十一条第二項の規定により読み替えて適用される第二十二條の規定による公告を行ってから都市計画対象事業が実施されるまでの間に、都市計画決定権者が同項の規定により読み替えて適用される第五条第一項第二号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更については、第二十五条第二項及び第三項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

- 2 前項の場合における第二十五条第二項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十五条第二項	事業者は、第二十二條	都市計画決定権者は、第三十一条第二項の規定により読み替えて適用される第二十二條
	対象事業を実施する	都市計画対象事業が実施される
	第五条第一項第二号	第三十一条第二項の規定により読み替えて適用される第五条第一項第二号
	を変更	の変更に係る都市計画の変更を
	当該変更	当該事項の変更

	同条から第二十二條まで	第三十一條第二項の規定により読み替えて適用される第五條から第二十二條まで
第二十五條第三項	第一項の規定は、第二十二條	第二十五條第一項の規定は、都市計画決定権者が第三十一條第二項の規定により読み替えて適用される第二十二條
	第五條第一項第二号	第三十一條第二項の規定により読み替えて適用される第五條第一項第二号
	当該事業	当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業
	事業者	都市計画に係る事業者
	第一項中	第二十五條第一項中「第二十二條」とあるのは「第三十一條第二項の規定により読み替えて適用される第二十二條」と、
	、「公告	「公告
	を行い	が行われ
	第五條から第二十一條まで	第三十一條第二項の規定により読み替えて適用される第五條から第二十一條まで
行うものに限る。）」	行われるものに限る。）」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第二十一條第一項」とあるのは「第三十一條第二項の規定により読み替えて適用される第二十一條第一項」	

追加〔平成一二年条例七〇号〕

(配慮書事業者の行う手続との調整)

第三十一條の四の二 配慮書事業者が第四條の四の規定による公表を行ってから第五條の規定により方法書を作成するまでの間において、当該公表に係る配慮書対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該配慮書事業者及び当該配慮書事業者から第四條の四の規定により配慮書の送付を受けた者にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る配慮書対象事業についての第三十條の二第一項の規定は、配慮書事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、配慮書事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、配慮書事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第三十一條の五 事業者が第五條の規定により方法書を作成してから第七條の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者（事業者が既に第六條の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及びその送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての第三十一條第一項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 事業者が第七條の規定による公告を行ってから第十五條の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び方法書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付しなければならない。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、第三十一條第一項の規定は、都

市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。

- 4 第二項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 5 事業者が第十五条の規定による公告を行ってから第二十二條の規定による公告を行うまでの間において、第三項の都市計画につき都市計画法第十七條第一項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き第十五條から第二十二條までの規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、第三十一條第一項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、第二十二條の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当該公告に係る評価書を送付しなければならない。

追加〔平成一二年条例七〇号〕

(事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例)

第三十一條の六 前條第五項の都市計画について都市計画法第十八條(同法第二十一條第二項において準用する場合を含む。)の規定が適用される場合には、第三十一條の三第三項の規定は都市計画決定権者が前條第五項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について準用する。この場合において、第三十一條の三第三項中「第三十一條第二項の規定により読み替えて適用される」とあるのは、「第三十一條の五第五項の規定により送付を受けた」と読み替えるものとする。

追加〔平成一二年条例七〇号〕

(配慮書事業者の協力)

第三十一條の七 第三十條の二第一項に規定する配慮書対象事業に係る配慮書事業者は、当該都市計画決定権者の求めに応じて、同条及び第三十一條の四の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続が適切かつ円滑に行われるための資料の提供その他の必要な協力をしなければならない。

(事業者の協力)

第三十二條 第三十一條第一項に規定する対象事業に係る事業者は、当該都市計画決定権者の求めに応じて、同条、第三十一條の二、第三十一條の四及び第三十一條の五に規定する環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われるための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力をしなければならない。

一部改正〔平成一二年条例七〇号〕

第十一章 法の対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続

第三十二條の二 第四條の七第四項の規定は、法第二條第二項に規定する第一種事業及び法第三條の第十一項の規定による通知がなされた法第二條第三項に規定する第二種事業について準用する。この場合において、第四條の七第四項中「第一項の規定により意見を述べる」とあるのは、「法第三條の七第一項(法第三條の第十第二項の規定により適用される場合を含む。)の規定により意見を求められた」と読み替えるものとする。

第三十三條 第十條第四項及び第五項、第十九條、第二十條第三項から第五項まで並びに第九章の規定は、法第二條第四項に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十條第四項	第一項	法第十條第一項又は第五項
第十條第五項	第一項	法第十條第一項
	第六條	法第九條
第十九條第一項	前條	法第十九條
	準備書	法第十四條第一項に規定する準備書
	第十七條第一項	法第十八條第一項
第十九條第二項	関係市町村長	法第十五條に規定する関係市町村長
第二十條第三項	第一項	法第二十條第一項又は第五項
	前項の規定による関係市町村長の意見を勘案するとともに、第十八條の書類に記載された	第三十三條において準用する前條第一項

	意見及び事業者の見解並びに前条第一項	
第二十条第四項	第一項	法第二十条第一項又は第五項
第二十条第五項	第一項	法第二十条第一項
	関係市町村長	法第十五条に規定する関係市町村長
第二十九条第一項及び第二項	事業者	法第二条第五項に規定する事業者
	対象事業	法第二条第四項に規定する対象事業
第二十九条第三項	前二項	第三十三条において準用する第二十九条第一項又は第二項
	関係市町村長	法第十五条に規定する関係市町村長
第三十条第一項	事業者	法第二条第五項に規定する事業者
	対象事業	法第二条第四項に規定する対象事業
	評価書に記載された事後調査の計画に基づき	法第二十一条第二項に規定する評価書(法第二十五条第二項の規定による評価書の補正がなされたときは、当該補正後の評価書)に法第十四条第一項第七号ハに掲げる事項が記載されている場合にあっては、その内容に従い
	事後調査	当該対象事業に係る法第二条第一項に規定する環境影響についての調査
第三十条第二項	事業者	法第二条第五項に規定する事業者
	前項の規定による事後調査	第三十三条において準用する第三十条第一項の調査
	事後調査報告書(以下「報告書」という。)	調査報告書
第三十条第三項	事業者	法第二条第五項に規定する事業者
	報告書	第三十三条において準用する第三十条第二項の調査報告書
	関係市町村長	法第十五条に規定する関係市町村長
第三十条第四項	事業者	法第二条第五項に規定する事業者
	報告書	第三十三条において準用する第三十条第二項の調査報告書
	関係地域	法第十五条に規定する関係地域
第三十条第五項	報告書	第三十三条において準用する第三十条第二項の調査報告書
	事業者	法第二条第五項に規定する事業者
第三十条第六項	事業者	法第二条第五項に規定する事業者
	前項	第三十三条において準用する第三十条第五項
第三十条第七項	事業者	法第二条第五項に規定する事業者
	報告書	第三十三条において準用する第三十条第二項の調査報告書
	第五項	第三十三条において準用する第三十条第五項
	対象事業	法第二条第四項に規定する対象事業

第十二章 環境影響評価審査会

第三十四条 この条例の規定によりその権限に属する事項を審査させ、並びに知事の諮問に応じ環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項を調査審議させるため、愛知県環境影響評価審査会(以下この条において「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員三十人以内で組織する。

- 3 特別の事項を調査審議させるため、審査会に臨時委員を置くことができる。
- 4 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 7 第二項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第十三章 雑則

(勧告及び公表)

第三十五条 知事は、配慮書事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該配慮書事業者に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 この条例の規定に違反して、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を実施しないとき。
 - 二 虚偽の記載をした配慮書等を送付し、又は公表したとき。
 - 三 第三十七条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の同項の報告をし、又は虚偽の記載をした同項の資料の提出をしたとき。
- 2 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 一 この条例の規定に違反して、環境影響評価、事後調査その他の手続を実施しないとき。
 - 二 虚偽の記載をした方法書等、準備書等、評価書等又は報告書を送付し、縦覧に供し、又は公表したとき。
 - 三 第二十五条第一項の規定に違反して対象事業を実施したとき。
 - 四 第三十条第五項の措置を講じないとき。
 - 五 第三十七条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の同項の報告をし、若しくは虚偽の記載をした同項の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 3 知事は、法第二条第五項に規定する事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 一 第三十三条において準用する第九章の規定に違反して、事後調査その他の手続を実施しないとき。
 - 二 虚偽の記載をした第三十三条において準用する第三十条第二項の調査報告書を送付し、又は縦覧に供したとき。
 - 三 第三十三条において準用する第三十条第五項の措置を講じないとき。
 - 四 前項第五号に規定するとき。
- 4 知事は、前三項の規定による勧告をした場合において、配慮書事業者、事業者又は法第二条第五項に規定する事業者（以下「事業者等」という。）が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 5 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(県との連絡)

第三十六条 事業者等は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、県と密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めることができる。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(報告及び検査)

- 第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等から必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者若しくは法第二条第五項に規定する事業者の事務所若しくは対象事業（同条第四項に規定する対象事業を含む。以下「対象事業等」という。）が実施されている区域に立ち入り、当該対象事業等の実施状況を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(隣接県の知事との協議)

第三十八条 知事は、配慮書事業者から配慮書が送付された場合において、第四条の四の地域に本県の区域に属しない地域が含まれていると認めるときは、当該地域に係る計画段階配慮事項についての検討その他の手続に関して、当該地域を管轄する県の知事と協議するものとする。

2 知事は、事業者から方法書又は準備書が送付された場合において、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に本県の区域に属しない地域が含まれていると認めるときは、当該地域に係る環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、当該地域を管轄する県の知事と協議するものとする。

(市町村との関係)

第三十九条 県は、この条例の適切かつ円滑な運用を図るため、市町村と常に密接に連絡し、必要があると認めるときはこれに協力を求めるものとする。

2 配慮書対象事業実施想定区域又は対象事業が実施されるべき区域が、環境影響評価及び事後調査に関してこの条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内に限られるときは、当該配慮書対象事業又は対象事業については、この条例の規定は、適用しない。

3 前項の場合において、第四条の四の地域又は当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に当該指定市町村の区域に属しない地域が含まれていると認められるときは、知事は、当該地域に係る環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、当該指定市町村の長と協議するものとする。

4 第二項の場合において、知事は、当該配慮書対象事業又は対象事業について、指定市町村の長に対し、同項の規則で定める条例に基づく環境影響評価、事後調査その他の手続に関し、必要に応じて助言するものとする。

5 配慮書対象事業実施想定区域又は対象事業が実施されるべき区域に、指定市町村の区域に属する地域と当該指定市町村以外の市町村の区域に属する地域が含まれるときは、知事は、当該配慮書対象事業又は対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、この条例の規定にかかわらず、当該指定市町村の長と協議して定めるものとする。

一部改正〔平成一二年条例二号〕

(調査研究等)

第四十条 県は、環境影響評価及び事後調査の手法の調査及び研究に努めるとともに、環境に関する情報の収集及び整理を行い、事業者等及び県民に対し、この条例に基づく環境影響評価、事後調査その他の手続を行うに当たって必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(適用除外)

第四十一条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十七条の規定による災害復旧の事業又は同法第八十八条第二項に規定する事業

二 建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号）第八十四条の規定が適用される場合における同条第一項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

三 被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第三号に規定する事業

四 その他災害復旧又は再度災害の防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業

(規則への委任)

第四十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年六月十二日から施行する。ただし、第一条、第二条、第二章、第十二章、附則第三項及び別表の規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、愛知県行政手続条例（平成七年愛知県条例第二十八号）第三十四条に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- 一 環境影響評価の項目を記載した書類であって知事及び環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長（以下「知事等」という。）に対する送付、縦覧その他の第三者の意見を聴くための手続を経たものであると認められるもの 第七条の手続を経た方法書
 - 二 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって知事等に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第九条の手続を経た同条の書類
 - 三 知事が第一号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第十条第一項の書面
 - 四 環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの一般の意見を聴くための準備として作成された書類であって第十五条の公告及び縦覧並びに第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 第十五条及び第十六条の手続を経た準備書
 - 五 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見の概要を記載した書類であって知事等に対する送付の手続を経たものであると認められるもの 第十八条の手続を経た同条の書類
 - 六 知事が第四号に掲げる書類について環境の保全の見地からの意見を述べたものであると認められる書類 第二十条第一項の書面
 - 七 前号の意見が述べられた後に第四号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載したものであると認められる書類 第二十一条第二項の評価書
 - 八 第二十二条の公告に相当する手続を経たものであると認められる書類 同条の手続を経た評価書
- 3 前項各号に掲げる書類は、知事が定める。
- 4 この条例の施行の日前に附則第二項第七号に掲げる書類について同項に規定する行政指導その他の措置の定めるところに従って第二十二条の公告に相当する手続を経たものとして知事が定める対象事業等（同日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、第二十六条第一項又は法第三十二条第一項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした場合を除き、この条例の規定は、適用しない。

附 則（平成十二年三月二十八日条例第二号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十二日条例第七十号）

この条例は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日条例第二十二号）

- 1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第二項の規定による認可を受けた事業（以下「認可事業」という。）であって、この条例の施行により新たに対象事業となるもの（施行日以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、改正後の愛知県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）の規定は、適用しない。

- 3 認可事業であって、施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により新たに対象事業となるものについては、新条例の規定は、適用しない。

附 則（平成二十年十月十四日条例第四十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年七月六日条例第四十九号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十三条及び第四十一条の改正規定 公布の日

二 附則第五項から第七項までの規定 平成二十五年二月一日

(経過措置)

- 2 改正後の愛知県環境影響評価条例（以下「新条例」という。）第七条、第十五条、第二十二條又は第三十條第四項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告及び縦覧に係る愛知県環境影響評価条例第五条第一項に規定する環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）、同条例第十三條第一項に規定する環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）、同条例第二十一條第二項に規定する環境影響評価書又は同条例第三十條第二項に規定する事後調査報告書について適用する。
- 3 新条例第七条の二（新条例第十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。
- 4 新条例第四条の二から第四条の七までの規定は、施行日前に方法書を公告した事業については、適用しない。
- 5 この条例の施行後に新条例第四条の二に規定する配慮書事業者となるべき者は、この条例の施行前において、新条例第二章の二の規定の例による同条に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。
- 6 前項の規定による手続が行われた新条例第四条の二に規定する配慮書対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
- 7 前二項の規定は、この条例の施行後に新条例第三十條の二第一項の規定により同条第二項の規定により読み替えて適用される新条例第四条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を同条に規定する配慮書事業者に代わるものとして行う新条例第三十條の二第一項の都市計画決定権者となるべき者について準用する。この場合において、附則第五項中「、新条例」とあるのは「、新条例第三十條の二第二項の規定により読み替えて適用される新条例」と、「同条」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される新条例第四条の二」と読み替えるものとする。

別表（第二条関係）

- 一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
- 二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築並びに堰（せき）の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
- 三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業
- 四 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- 五 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場の新設又は増設の事業
- 八 製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガスの製造若しくは供給の事業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場の新設又は増設の事業
- 九 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業
- 十 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業
- 十一 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業
- 十二 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業
- 十三 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業その他の流通業務団地の造成の事業

- 十四 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第三号に規定する農用地の造成の事業
- 十五 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第六号に規定する公園事業、愛知県立自然公園条例（昭和四十三年愛知県条例第七号）第二条第三号に規定する公園事業及び都市計画法第四条第十一項に規定する第二種特定工作物の設置の用に供されるためになされる土地の造成の事業
- 十六 工業団地の造成の事業
- 十七 住宅団地の造成の事業
- 十八 鉤物の掘採又は土石の採取の事業
- 十九 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして規則で定める事業
 - 一部改正〔平成一九年条例二二号・二〇年四四号〕